

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

御殿場市域における過去の顕著な災害は、「資料編（2-1）」の御殿場市域における主な災害参照

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

- 市内の主要河川は、演習場内調節池の整備等により大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。
- しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。
- 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

市内で土砂災害（特別）警戒区域（土石流）が30箇所、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）が21箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編（2-2）「土砂災害・水害関係危険箇所数」参照）